

# 近世加子母における災害と御山守

——洪水と橋木に注目して——

はじめに

一 加子母における気候と災害

(一) 加子母の地勢と気候

(二) 「御山方御用并諸事日記」にみる加子母の気候

(三) 「御山方御用并諸事日記」にみる加子母での災害

二 洪水の危険性と往來の維持

(一) 洪水時における往來の危険性

(二) 洪水による御用筋への影響

(三) 往來の維持と御山守

三 村方の橋木願と御山守

(一) 明和五年における付知村の橋木願

(二) 明和九年における加子母村の橋木願

(三) 橋木をめぐる認識

おわりに

浅井良亮

はじめに

内木哲朗家に伝わる「御山方御用并諸事日記」(以下、「日記」と略す)は、その表題が示すように、「御山方御用」すなわち尾張藩の森林管理に関する記事に加え、「諸事」すなわち日常のあらゆる事柄に関する記事を含む、非常に多彩な内容を有する記録である。<sup>①</sup> 同史料を活用した研究としては、林政史からの視座に加え、生活史<sup>②</sup>という視座が提供されている。<sup>③</sup> 本稿では、この二つの視座の交差点として、災害という問題に取り組みたい。

まず、当時の災害、なかでも加子母の人びとの生活に深く関わりがあった災害とは、如何なるものがあつたのだろうか。第一の考察は、「日記」に記された気象情報の抽出を通じて、明和・安永期における加子母の災害状況を確認することである。

次に、それらの災害が発生することによって、人びとにはどのような影響があつたのだろうか。第二の考察は、加子母の地理的条件から往來とい

う点に着目し、なかでも御山守の役目である「御山方御用」への影響を確認することである。

最後に、そうした災害とその影響に対して、御山守はどのように対応したのだろうか。第三の考察は、橋木の利用という問題を取り上げ、御山守と村方・藩との折衝を確認することである。

以上、三つの考察を通じて、近世の加子母地域における災害と、御山守による対応を明らかにしたい。

## 一 加子母における気候と災害

### (一) 加子母の地勢と気候

検討に入る前に、加子母の地勢と気候について、地誌などの記述を確認しておきたい。

加子母は、美濃国恵那郡の最北端に位置し、現在の行政区分では岐阜県中津川市に属する山間集落である。小秀山を最高峰とする標高一六〇〇～一八〇〇mの阿寺山地と標高約九〇〇～一一〇〇mの美濃三河高原に囲まれ、その山峡を流れる木曾川水系の白川(加子母川とも)に沿って集落が形成されている。

加子母の気候については、「常識的に云って夏は涼しくて、冬は寒さが厳しいと考えられる」とされるが、過去に地域気象観測所などが設置されたことがないため、「信頼すべき測定資料はない」というのが実情である。<sup>(4)</sup> 加子母が属した恵那郡については、「年間雨量、降雪ともに少なく冷涼な気候」と、降水量が少ない地域であることが指摘されている。<sup>(5)</sup> 一方、隣村

の付知村については、「降雨量は年平均二一八ミリメートルで、県下の平均値より僅かに高い程度であるが、恵那郡内では加子母村と共に多い」と、比較的雨量の多い地域であることが指摘されている。<sup>(6)</sup>

### (二) 「御山方御用并諸事日記」にみる加子母の気候

ここでは、「日記」にみえる気象情報を手がかりに、明和・安永期における加子母の気候を検討したい。なお、本節と次節に限り、年月日を太陽暦に換算して表記することとする。<sup>(7)</sup>

まず気温について。暑気に関する表現(「暑し暑し」「暑気強し」など)については、五～九月に記事が散見され、なかでも七～八月に比較的多く確認することができる。ただし、年間推定平均日数は一四・七日に止まっており、夏季にあつても暑気が厳しくないことが窺える。一方、寒気に関する表現(「さむしさむし」「極寒」など)については、七月を除く全ての月で記事を確認することができる。このことは、夏場でも冷気を感じることを示しており、昼夜の寒暖差が大きいことを表している。また、年間推定平均日数は七一・三日であり、その多くは一～二月に集中している。このことから、冬季は寒気が長期にわたって続く気候であることが窺える。

次に降水について。降雨については、一年を通じて多くの記事を確認することができる。年間推定平均日数は一五二・九日となっている。特に四～一〇月は二日に一度以上の割合で雨が降っており、なかでも六～九月は大雨も多い。例えば、一七七三年七月(安永二年五月中旬～六月中旬)は月のうち二四日が雨天であり、夏季における降雨の多さを窺い知ることができ。一方、降雪については、年間推定平均日数が三五・二日となつてお

表 「御山方御用并諸事日記」にみる加子母での洪水発生回数

洪水	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1768年	(-)	(0)	0	3	3	3	4	3	3	1	1	1
1772年	(-)	(0)	1	3	6	2	5	4	9	0	1	0
1773年	0	0	0	3	3	2	8	1	3	5	1	0

[註]・年月については、日単位での太陽暦換算を行った。  
 ・( )の数字については、太陽暦換算のため、月内の日数に欠が生じている。

[出典]・明和五年「(御山方御用并諸事日記)」  
 ・明和九年「御山方御用并諸事日記」  
 ・安永二年「(御山方御用并諸事日記)」

表は、明和・安永期の加子母における洪水発生回数を整理したものである。これを見ると、洪水は毎年四〜九月にかけて多く発生しており、降水日数が多く大雨も集中する時季と一致

前節で見たように、加子母は年間の降水日数、なかでも降雨日数が多い地域であった。同地域に降る雨は、周辺の山筋から「谷水」として白川へ流れ込むため、定期的に洪水(河川の増水状況)が発生した。「日記」には、「出水」や「大水」といった洪水状況を示す用語が散見されるほか、「満水出ル」「川水大分出ル」「水太ク」といった表現を確認することができる。

り、時期としては一〜三月に集中している。ただし、初雪は一〇月頃、終雪は五月頃に確認することができ、降雪期間が比較的最長ながことが窺える。なお、大雪は珍しく、二月頃に二〜三日を確認できる程度である。  
 以上を整理すると、明和・安永期における加子母の気候は、①夏は冷涼で冬は寒気が長期にわたって続く、②昼夜の寒暖差が大きい、③降水(特に降雨)日数が多い、という特徴であったといえる。

(三) 「御山方御用并諸事日記」にみる加子母での災害

近世加子母における災害と御山守

していることが分かる。年間推定平均発生数は二六・三回であるが、四〜九月に限れば、月あたりの推定平均発生数が三・八回と、平均を大きく上回る頻度での発生となっている。

二 洪水の危険性と往來の維持

(一) 洪水時における往來の危険性

加子母は、「東以山為界至信州、西以山為界至飛州、東南至付知、南至越原、北以山為界至飛州」とあるように、<sup>(8)</sup>東西北の三方を山に囲まれ、南側のみが隣村の越原および付知に開かれた地理的特徴を有した。ただし、越原・付知と往來するには、白川や付知川を渡る必要があるため、ひとたび洪水が発生すると、容易に往來が途絶してしまう環境にあった。

その最大の原因は、橋の流失である。洪水が頻繁に発生する加子母では、洪水による橋の流失がたびたび発生した。例えば、明和六年六月朔日の記事には「最前之大水ニ而所々橋落候而與々ニ橋無之」とあり、五月二五日に発生した洪水によって「所々橋落」という状況が生じていることが分かる。<sup>(9)</sup>

橋が流されずとも、洪水時には渡橋が回避され、往來が一時中断することがあった。というのも、木材が使用された橋は雨や川水で濡れてしまうと、橋木に滑りが生じてしまい、滑落の危険性が高まるからである。例えば、明和九年三月一八日、須母田の定右衛門娘が「角領念仏供養」に向かう途中に「橋より落候而暫流レ候」という事故が起きた。<sup>(10)</sup>この前日の天気は「終日無小止降」とあるように終日雨天であり、夜中には「此夜中大

降」と大雨が降っている<sup>(11)</sup>。雨が降り止んだのは一八日の朝であり、この日の白川は洪水状態であったと考えられる。つまり、定右衛門娘は角領に向かうべく前日来の雨で増水する白川を渡橋しようとした際、朝方まで降り続いた雨で濡れた橋に足を滑らせて落水した、と考えられる。

こうした危険を回避する工夫として、「押付ヶ淵頭橋なめり居申候而、人足共砂時候而通ル也」とあるように、「なめり」を生じた木橋を渡る際には砂時ぎが行われていたことが確認できる<sup>(12)</sup>。

### (二) 洪水による御用筋への影響

先に見たように、ひとたび洪水が発生すると、往来は一時的に途絶することになるのだが、それに伴って様々な影響が生じることになる。ここでは、特に「御山方御用」への影響について、いくつかの事例を紹介しておきたい。

洪水発生時に最も多く生じる影響が、御用状の遅延である。例えば、明和九年六月三日、山口村庄屋より御用状が届けられた。山口村では、落合宿から宿継の御用状箱を五月二四日に受け取ったが、前日からの大雨によって「出水」となり、「桴越不申」の状況が続いた<sup>(13)</sup>。その後、六月一日になってようやく「川越」が可能な状況になったため、同三日に三浦山中の内木彦七のもとへ御用状箱が届けられた<sup>(14)</sup>。この遅延による支障は確認できないが、六月九日付で彦七が認めた書付には、「出水大川支」のために御用状の披見が遅れたことが触れられている<sup>(15)</sup>。

人の往来が途絶えることで、種々の作業が滞ることもあった。例えば、明和五年六月五日の記事には「出水、杣頭川越相成不申、中小屋いまた出

来不申」とあり、洪水により杣頭が川越できないため、小屋建て作業が遅延していることが分かる<sup>(16)</sup>。

また、山中の事例になるが、明和九年三月、小郷の常助らが「三浦御山雪中見廻」として入山中のところ、下山予定日に「降強ク出水」となったため、下山を一日見合わせた。下山後、常助らは彦七に「一日余慶相勤」となったことを「御勘弁」してほしいと願い出ており、彦七は「川支ニ而無余儀事」であるとして、入山日数を一日追加することを容認している<sup>(17)</sup>。

### (三) 往来の維持と御山守

先に見たように、洪水が発生して往来が途絶すると、御用筋に支障が生じることもあるため、御山守である内木家は往来の維持に努めた。具体的には、橋の維持である。

雨天が続くと、橋の流失を防ぐため、予防的措置として橋上げが実施された。明和二年正月一七日の記事には、「此日も雨天、四ツ頃善右・武助近所誘橋揚ニ相越也」とあり、雨天のために善右衛門らが近隣の人びとを率いて橋上げに向かう様子が記されている<sup>(18)</sup>。

また、安永二年九月三日の記事には、「昨夜之俣無小止降、出水ニ付、早朝善右皆々引つれ橋上ケニ相越候処、はや流レ、押付ヶ淵ニ而引揚ケさせ置候旨申聞候」とあり、洪水発生により善右衛門らが橋上げに向かったところ、橋が押付ヶ淵まで流されており、現地で橋の引揚げが行われたことが分かる<sup>(19)</sup>。なお、この引揚げされた橋については、翌日も「いまた水太ク橋かけ申儀難成」という状況であったため、橋が流れている先の押付ヶ淵にて臨時的に橋掛けが行われた<sup>(20)</sup>。

橋掛けについては、洪水時の臨時措置としてだけでなく、平常時にも御山守の関与が確認できる。例えば、明和九年三月七日の記事には、「二渡り高橋之儀、御用之荷物為持通り申事ニ候間、朽損シ危ク無之哉、篤と吟味、危ク相見候ハ、切替させ候様、庄屋へ申遣ス也」とあり、老朽化が見られる二渡高橋の「切替」について吟味するよう庄屋に指示している。<sup>(21)</sup>

### 三 村方の橋木願と御山守

#### (一) 明和五年における付知村の橋木願

ここでは、付知村から出された橋木願について、概観しておきたい。<sup>(22)</sup> 明和五年三月三日、付知村組頭の三郎右衛門が彦七のもとを訪れ、「横川橋木殊外弱ク相成危ク相見候付、右橋木三本御願申上度」と、横川橋の橋木願について相談した。これに対し、彦七は「桧類之儀ハ御太切成事」として、「御立杉を以相願可然」と、杉の立木にて願い出るよう指示した。

彦七の指示を受けて、村方では「木種見立」を実施し、その結果を組頭の利兵衛が彦七に報告した。利兵衛によると、「黒川・庄ヶ脇杉御立木見積候処、間数足り不申」と、村内にある杉の立木では長さが足りないとして、「横川橋場辺往返道下タニ而桧生木目通五尺廻程之木三本、外三根太尠本、都合四本御願申上度」と、桧の生木など四本を願い出たい、という。

同月二二日、付知村庄屋の忠左衛門が願書を提出した。願書の内容を要約すると、まず、「横川橋殊外古ク罷成、当時御用筋并人馬往来無覚束」と、橋の老朽化によって御用筋や往来への支障を述べている。そして、橋の「懸ヶ直シ仕度」が「模寄近山ニ木種無御座」と、近辺に適当な木種が

ないため、「横川橋場近所ニ御座候桧目通四尺七八寸廻りハ五尺廻り迄木数四本、右橋木ニ被成被下置候様ニ奉願上候」と、橋場にある桧四本の橋木利用を願い出ている。

村方の願書を受理した彦七は、横川橋は「御用通用之橋」であるので「願之通被仰付可然」として、願書の取次を行った。彦七が木曾材木奉行に宛てた書付によると、「模寄之場所之分雑木・かな木共切尽シ木種無御座候由」であること、「長八九間無御座候而ハ投渡ニ相成不申候由」であること、橋がなければ「川上村ハ付知村江之通路留り、第一御用差支」が生じることなどを挙げ、「右願之通被仰付可然哉」との意見を述べている。

この橋木願に対し、四月二日、木曾材木奉行から村方の願書が差し戻された。木曾材木奉行の書付によると、不許可の理由として、横川橋の橋木は「先年も松ニ而相用」ていることもあり、「桧橋木ニ相用候儀ハ難指免」く、「栗桂楓松杯ニ而相用させ可然」と述べている。また、「右村ニハ杉立木も有之」と、村内に杉の立木があることを指摘し、「右立杉之内橋木ニ相用させ候方ニ存候」と、その利用を提案している。

木曾材木奉行からの回答を受領した彦七は、三郎右衛門に対し、改めて「御立杉之内にて相願候様」と申し含め、願書の再提出を指示した。再度提出された願書によると、横川橋用に「当村御立杉之内」から計五本の橋木を願い出るかたちに修正されている。

願書の再提出を受けて、木曾材木奉行は五月二二日付で「御立杉五本木口印入、村方江可被相渡」と、橋木願を許可し、彦七に村方への引渡を指示した。付知村では、五月二一日から二四日にかけて、彦七の立ち会いのもと、橋木の伐出・木口印入が実施された。

(二) 明和九年における加子母村の橋木願

次に、加子母村から出された橋木願について、概観しておきたい。<sup>(23)</sup>

明和九年一〇月七日、二渡組頭の伊兵衛が彦七のもとを訪れ、高橋が「古罷成危ク相見」えるとして、橋木願について相談した。伊兵衛によると、「杉ヶ平御巢山ニハ松木種も御座候様承り候へ共、御太切成御巢山之儀ニ御座候故、御願も得不仕」と、杉ヶ平の御巢山には適当な木種もあるというが「御太切」であるため願い出ることができない、という。これに対し、彦七は「御用橋之儀ニ有之候へハ御巢山又ハ御停止木連も不苦」と、高橋は「御用橋」であるので御巢山や御停止木の利用は構わないとの見解を示し、「木種篤と見積り」した上で願書を提出するよう指示した。

同月九日、庄屋の勘右衛門が彦七のもとを訪れ、木種見立について報告した。勘右衛門によると、杉ヶ平御巢山には「結構成木種沢山ニ相見へ」ることから、「都合五本橋木ニ相願申度」として、願書の添削を依頼した。これに対し、彦七は「五年以前子年付知横川橋木願之振」を参考として提供し、願書の提出を指示した。

その後、村方から願書が提出されたようで、その内容は「杉ヶ平御巢山内ニ而桧五本」と、御巢山の桧の利用を願い出るものであった。これを受けて、彦七は伊兵衛らを呼び出し、「木種之様子承度」と、木種見立について説明を求めた。伊兵衛らによると、「雑木ハ堪薄ク候故、橋ニ而ハ久敷堪へ可申存候付、桧計御願申度」と、耐久性の観点から桧を願い出たい、という。これに対し、彦七は、桧は「別而御太切之事」であるとして、「樅雑木交相願可然」と、樅や雑木を取り混ぜて願い出るよう指示した。

これを受けて、同月二日、勘右衛門が願書を提出した。その内容は、まず「当村二渡り・堂ヶ脇谷右両所歩橋殊外古ク罷成、当時御用筋并村用共出水之節差支申候」と、二渡・堂ヶ脇谷の歩橋が老朽化しており、出水の際に御用筋や村用に支障を来している、と述べている。そして、橋の「懸直シ仕度」が「模寄近山ニ木種無御座」と、近辺に適当な木種がないため、「小郷杉ヶ平御巢山内桧疵木弐本・樅壹本・松弐本都合五本、右橋木ニ被下置候様奉願上候」と、桧の疵木や樅・松の橋木利用を願い出ている。

村方の願書を受理した彦七は、木曾材木奉行宛の書付を作成した。それによると、二渡高橋は「出水之節御用并村用共通路仕候場所」であると前置きした上で、二渡・堂ヶ脇谷の両橋は「同村小郷并飛州江之往還筋、又八年々私共三浦山往来之道筋」であることから、「此橋無御座候而ハ、御用村用共大水之節一向差支申」と、御用筋や村用への支障を強調している。

この時、木曾材木奉行の倉林藤右衛門が廻村のため濃州三ヶ村を訪れており、彦七は村方願書と書付を倉林に直接提出した。二五日には、倉林に随行して、御巢山や橋木の見分が行われた。

その後、木曾材木奉行からの正式な回答がなく、翌安永二年を迎えた。回答が延びた理由は定かでないが、二月には村方・彦七の双方から追願が提出されている。彦七の書付には、「角木等ニ罷成不申疵木見立相渡候様可仕」や「樅末枯壹本御座候、右橋木之差出被仰付候方ニも可有御座候半哉」と、桧・樅の枯損木の利用を強調する文言が散見される。

結局、六月になって、木曾材木奉行から彦七に対し、「御自分見分之上、根木口印入相渡」すよう、橋木の利用を「村方願之通」とする回答があつ

た。加子母村では、七月一七日、杉ヶ平御巢山にて橋木の伐出・木口印入が実施された。

### (二) 橋木をめぐる認識

以上の二つの事例から窺えることを整理しておきたい。

まず、木種をめぐる基本的な認識である。村方からは、御停止木である桧の利用が求められた。その理由としては、「近山」では適当な木種がないこと、雑木では「堪薄」という耐久性の点などが挙げられている。一方、御山守である彦七は、桧は「御太切」の木であり、橋木への利用は難しいとの認識を一貫して示している。そのため、村方に杉の利用を促し、やむを得ない場合には「雑木取交」などの指示を与えている。これに対し、木曾材木奉行は、村方からの橋木願には「雑木類」すなわち栗・桂・槻・松などの利用が適当である、との認識を示している。

では、明和九年の橋木願では、どうして桧の利用が認められたのであろうか。理由の第一に、橋の格式が挙げられる。横川橋は、「横川往来橋之儀、八年前巳年江戸順見之節、俄ニ松ニ而投渡シ三本懸ケ馬踏板敷立テ人馬通路仕候」とあるように、宝暦十一年に臨時的に投げ渡された橋であった。<sup>(24)</sup>彦七は横川橋を「御用通用之橋」と述べているが、これは二渡高橋の「御用橋」とは似て非なる表現であることが分かる。二渡高橋は「御用橋」の格式を有するからこそ「御巢山又ハ御停止木逆も不苦」であったものと考えられる。

理由の第二に、枯損木の活用が挙げられる。明和五年の村方願書では「桧生木」とされていたが、明和九年の村方願書では「桧疵木」とされて

いた。さらに後者には、彦七からの追願において、御山守による「疵木見立」の実施が強調されていた。こうした枯損木の活用を明確に主張した点が、桧利用の実現に向けて効果的に働いたと考えられる。

### おわりに

加子母は、非常に降水が多い土地柄であり、そのため頻繁に洪水が発生した。当時の人びとにとって、洪水は身近な災害の一つであった。

山間集落である加子母では、ひとたび洪水が発生すると、橋が流失したり、滑落の危険性が高まるなど、往来が途絶しがちな環境であった。往来が途絶してしまうと、御用筋にも支障が生じるため、御山守は橋上げや掛替など、橋という交通インフラの維持に積極的に関与した。

そうしたなかで、橋木をめぐる村方・藩との折衝も、御山守が担った。彦七は、村方の願書を藩に取り次ぐだけでなく、村方からの相談や照会に応えた。また、橋木として利用可能な木種について、村方との調整のみならず、藩に対して枯損木の活用を主張するなど、柔軟な対応を行った。

今回は、明和・安永期に限定した考察に止まったが、内木家文書には前後の幅広い時期の史料が豊富に残されている。本稿での分析を踏まえ、更なる検討の蓄積を進めることを、今後の課題としたい。

### 註

(1) 「御山方御用并諸事日記」をはじめとする内木家文書の特質については、太田尚宏「尾張藩「御山守」の職域形成と記録類」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』一四号、二〇一八年)を参照。

(2) 太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』」

- (徳川林政史研究所『研究紀要』五二号、『金鯢叢書』四五輯所収)、二〇一八年。太田尚宏「木曾五木」と濃州三ヶ村(『江戸時代の森林と地域社会』徳川林政史研究所、二〇一八年)。芳賀和樹「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』」(徳川林政史研究所『研究紀要』五三号、『金鯢叢書』四六輯所収)、二〇一九年。芳賀和樹「御山守の仕事と森林コントロール」(徳川林政史研究所、二〇二〇年。萱場真仁「内木家文書にみる加子母村の林産物生産」(徳川林政史研究所『研究紀要』五四号、『金鯢叢書』四七輯所収)、二〇二〇年)。
- (3) 太田尚宏「山村の人・家・つきあい 江戸時代の、かしも生活」1『徳川林政史研究所、二〇二〇年。
- (4) 加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』加子母村、一九七二年、一〇頁。
- (5) 中津川・恵那広域行政事務組合編『恵那地域誌 続恵那郡史』中津川・恵那広域行政事務組合、一九八八年、一頁。
- (6) 付知町編『付知町史』通史編、付知町、一九七四年、一三頁。
- (7) 本節の分析については、以下の史料に依拠した。明和五年「御山方御用并諸事日記」(内木家文書B 五九一〇五―一〇)。「御山方御用并諸事日記」(林一三三七、徳川林政史研究所蔵)。安永二年「御山方御用并諸事日記」(内木家文書B 五九一二〇―一四)。「御山方御用并諸事日記」(内木家文書B 六三一〇一―一〇六)。
- (8) 「濃陽志略(樋口好古著・平塚正雄編『濃州徇行記』大衆書房、一九七〇年)。
- (9) 明和六年「御山方御用并諸事日記」(内木家文書B 五九一〇九―一〇八)明和六年六月朔日条。
- (10) 前掲、明和九年「御山方御用并諸事日記」明和九年三月一八日条。
- (11) 前掲、明和九年「御山方御用并諸事日記」明和九年三月一七日条。
- (12) 前掲、安永二年「御山方御用并諸事日記」安永二年九月七日条。
- (13) 前掲、明和九年「御山方御用并諸事日記」明和九年六月三日条。
- (14) 明和九年「辰年中御用状留」(林三八八第二冊、徳川林政史研究所蔵)明和九年六月一日。
- (15) 前掲、明和九年「辰年中御用状留」明和九年六月九日。
- (16) 前掲、明和五年「御山方御用并諸事日記」明和五年六月五日条。
- (17) 前掲、明和九年「御山方御用并諸事日記」明和九年三月七日条。
- (18) 明和二年「御山方御用并諸事日記」(林一三三八 徳川林政史研究所蔵)明和二年正月一七日条。
- (19) 前掲、安永二年「御山方御用并諸事日記」安永二年九月三日条。
- (20) 前掲、安永二年「御山方御用并諸事日記」安永二年九月四日条。
- (21) 前掲、明和九年「御山方御用并諸事日記」明和九年三月七日条。
- (22) 本節の引用については、以下の史料に依拠した。前掲、明和五年「御山方御用并諸事日記」。明和五年「子年中御用状留書」(林三八八第八冊、徳川林政史研究所蔵)。
- (23) 本節の引用については、以下の史料に依拠した。前掲、明和九年「御山方御用并諸事日記」。前掲、明和九年「辰年中御用状留」。前掲、安永二年「御山方御用并諸事日記」安永二年「巳年中御用状留」(林三八八第一三冊、徳川林政史研究所蔵)。
- (24) 前掲、明和五年「子年中御用状留書」明和五年三月二三日。